

平成 28 年 度

定期 監 査 報 告 書

岩 美 町 監 査 委 員

岩発監第 3 号
平成28年9月9日

岩 美 町 長
岩 美 町 議 会 議 長
岩美町教育委員会委員長
岩美町選挙管理委員会委員長
岩 美 町 農 業 委 員 会 会 長
様

岩美町監査委員 田 中 展 昌

岩美町監査委員 澤 治 樹

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成28年度定期監査を実施したので、同条第9項によりその結果を次のとおり報告します。

第1 監査の概要

1 監査実施年月日及び部所

年 月 日	部 所
平成28年 6月29日(水)	みなみ保育所、浦富保育所、大岩保育所、
30日(木)	岩美中学校、給食センター
7月 1日(金)	岩美南小学校、岩美北小学校、中央公民館
4日(月)	岩美西小学校、教育委員会事務局
5日(火)	健康長寿課、福祉課
6日(水)	出納室、議会事務局、産業建設課
7日(木)	岩美病院、総務課
8日(金)	企画財政課、環境水道課
11日(月)	税務課、商工観光課
12日(火)	住民生活課

2 監査の対象

平成27年度に係る地方自治法第199条第1項及び第2項に規定されるもの。

3 監査の手續

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について提出された資料、その他提示のあった関係書類に基づいて監査手續を実施した。

4 監査の要点

- (1) 予算執行に関すること。
 - ① 収入事務について。
 - ② 支出事務について。
 - ③ 工事事務について。
- (2) 経営に係る事業の管理に関すること。
- (3) 補助事業に関すること。
- (4) 財産・備品に関すること。
- (5) 事務事業の管理に関すること。
- (6) 前年度指摘事項の改善等処置状況に関すること。

第2 監査の結果及び意見

財務に関する事務及び経営に係る事業の管理に関する一般的評価においては、関係法令等の適用、予算執行の手續き方法について適正に執行整理され、良好、適切な事務並びに管理が行われていると認める。ただ、本町の財政を考える中で、前々年度から続けて取上げているが、町税収入額が近年続いて前年度の実績を下まわっており、その中で、個人町民税の収入額は町内の給与所得者等の減少が続いていることが大きな要因となっている。固定資産税については、3年に一度の評価替えの年度に当り、減少幅が大きくなっている。また、軽自動車税については、自家用四輪乗用車の減少が大きく影響している。

このような情勢は近年の日本国内における人口展望の中で表面化し国において諸改善政策が講じられているが、地方にはなかなか届いていない証ではないかと考える。

昨年始動した地方創生に関する「岩美町地域創生総合戦略」に基づく活動、施策の展開を図りたい。

なお、本町行政機構、所管の区分により、改善もしくは留意・検討を求めたい課題について次のとおり表明する。

記

《総務課》

- (1) 全国で自然災害が後を絶たない状況にあるなか、不測の事態に備え、『自分たちのまちは、自分たちで守る。』という自助・共助の基本理念のもと、全域での自主防災組織の立ち上げを進めるとともに、自治会・民生児童委員等と協力し、要援護者対策の強化確立に努められたい。
- (2) 年々と老朽化していく危険空き家の早期把握を進め、対処策を確立されたい。

- (3) 個人情報の流出が後を絶たないおり、行政事務情報の管理に留意され、ウイルス対策はもとより、外部からのサイバー攻撃などによる情報の流出が起きないように万全を期されたい。
- また、庁舎及び町関連施設のセキュリティーについて調査・研究されたい。

《企画財政課》

岩美町行財政の企画・立案、推進の調整を扱う中枢部署である認識と自覚を持ち、その姿勢を他部署へ示され、指導にあたられたい。

《住民生活課》

- (1) 保育所は、岩美町の行政施策の中で町人口の減少を食い止め、増加に導くための重大な役を担う組織であり施設である。
- 町民への行政サービス機関、町職員である認識と精神を高めるよう取組みを進められたい。
- (2) 平成 27 年度末における住宅使用料の収入未済額が、過年度分 14 世帯 4,589,757 円と平成 27 年度に新たに生じた 13 世帯 1,226,700 円との合計で 21 世帯 5,816,457 円となっている。前年度(平成 26 年度)末に比べ 615,201 円の増である。
- 過年度分の中に含まれている同一世帯の滞納額が増加しているほか、平成 27 年度に新しい滞納世帯が加わるなどの事象が起こっている。
- 住宅入居時の連帯保証関連の手法を含め、住宅使用料の滞納額減少整理に強力に取り組まれたい。
- (3) 後期高齢者医療保険料の平成 27 年度末の収入未済額は 913,700 円であり、前年度(平成 26 年度)末に比べ、109,500 円減少している。
- 引き続き、鳥取県後期高齢者医療広域連合の保険料滞納対応取扱基準を適用し、効果的な措置を進められたい。
- (4) 戸籍管理、住民基本台帳事務管理等のコンピューターシステムの運用に当たっては、システムの安全性やデータの機密性を保つためのセキュリティーについて、細心の留意を持って臨まれたい。

《商工観光課》

山陰近畿自動車道は平成 28 年 3 月に浦富 IC まで開通し、現在東浜 IC への整備が進められており、陸路での人・物の流れが活発になりつつある。

また、豪華列車『トワイライトエクスプレス 瑞風』の運行、山陰海岸ジオパークのユネスコ正式事業認定など、岩美町の魅力を発信する好機が到来している。

この機を逃さず、観光エリアを結ぶ広域観光、国内・国際交流の推進など観光人口の増加を図るとともに、流通機能強化による企業立地や生産性の促進による雇用の拡大に努められたい。

《税務課》

- (1) 自主財源である個人町民税、法人町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税のうち、現年課税分においては、軽自動車税を除く全ての収入率が減少しており、滞納繰越分においては、個人町民税、軽自動車税以外の収入率が減少している。

また、町税、国保税の収入未済額は管外徴収などにより前年度より減少はしているが、依然として多額にのぼっている。

なお、不納欠損処分として町民税 717,682 円（11 人）、法人町民税 50,000 円（1 人）、固定資産税 5,255,118 円（4 人）、軽自動車税 214,100 円（5 人）、国保税 3,519,818 円（9 人）、合計 9,756,718 円（17 人）を実施しており、前年度合計 6,956,607 円（13 人）より増加している。「悪質な滞納は許さない」の理念にそって徴収体制を強化し、更なる滞納総額の圧縮に努められたい。

特に、国外在住者の事例については一昨年から連続して不納欠損されており、昨年、改善策を講じるよう指摘したにも関わらず同じ事例が連続することは、誠に遺憾と言わざるを得ない。早急に対策を講じられたい。

- (2) 地籍調査事業は境界紛争の防止、財産管理の明確化、適正課税、公共事業推進の活用など、さまざまな効果が表れている。引き続き達成率が上昇するように推進を図られたい。

《産業建設課》

岩美町産業の中心である農業米作りにおいて、その管理上、獣害（いのしし、しか）防止対策が近年の町の農業施策の中で重要となっており、その対処、施策が講じられているが、自然界における生存・繁殖事象への適切な対策かと疑問に思われてならない。動物生存専門研究機関等々と連携して被害防止対策を検証されたい。

また、国の米生産管理施策が変化し、稲作農業者の生産意欲は衰退し、中山間地における農地保全は、後継者不足などにより困難な局面をむかえ、耕作放棄地が増大している。

国・県等への情勢訴えを含め、対処策を検討強化されたい。

《福祉課》

第3次岩美町地域福祉計画の基本理念である「地域で支えあい 健やかに暮らせるまち」の実現を期し、“福祉サービスの適切な利用の促進” “福祉を目的とする事業の健全な発達” “地域福祉活動への住民参加の促進” “福祉環境づくりの推進” に努力されたい。

なお、本町の他の諸施策との調整を図りながら進められたい。

《健康長寿課》

(1) 介護保険料の滞納は過年度分 53 人 5,682,645 円、現年度分 71 人 2,687,200 円、合計 8,369,845 円であり、人数・金額とも前年度より増加している。

なお、不納欠損処分 2 人 137,600 円を実施している。

介護保険制度の内容を十分に説明し、分納等を奨めるなど負担の公平性が図られるよう努力されたい。

(2) がん検診の受診については、検診計画表の全戸配布や受診券の個別配布を実施し、広報いわみ、防災無線、岩美チャンネル、ホームページで受診を呼びかけているが、受診率が前年度を下回っている。

がんの早期発見の重要性を周知され、受診率の向上策を検討のうえ推進されたい。

なお、「いわみ健康マイポイント」事業を魅力ある事業にするため、引続き周知・運用方法などを検討され受診率の向上を図られたい。

《環境水道課》

水道事業会計について

(1) 過年度分（平成 26 年度まで）の水道料金の未収金額は、平成 28 年 3 月末日現在、229 件、6,770,937 円であり、件数、金額とも僅かながら減少している。

なお、不納欠損処分 5 件、44,468 円を実施している。

平成 24 年 3 月公布の「岩美町給水停止取扱要綱」に従い、滞納整理に厳正に取り組みされたい。

(2) 水道水供給の目標である清浄な水の安定給水が可能な施設の改良整備が進み、通常の維持管理が可能となっている。

本事業の円滑な推進のための料金収入について、生活には欠くことの出来ない水の効用、重要性への認識を欠く一部町民の方があまりにも多く、未収金が多額にのぼっており、憂慮される事態である。

下水道事業会計について

前年度報告に取り上げている未収金（下水道には接続しているが、受益者負担金を滞納しているケース）の件数が 6 件、596,577 円であり前年度に比べ減少しているが、引き続き徴収に努力されたい。

なお、不納欠損処分 3 件 488,709 円を実施しており、多額にのぼっている。

定期的に催促活動を進め、不納欠損とならないよう留意されたい。

《教育委員会》

- (1) 「まちづくりは人づくり、教育のまち」を標ぼうし、有能な人材を育成するための奨学資金貸付の施策は近年多くの町内子弟に利用されているが、償還滞納者が平成 27 年度末で実質 10 名、金額 2,332,500 円となっている。

〈参考：昭和 40 年度設置 / 延べ 1,798 件 / 貸付金総額 551,316 千円〉

金銭貸借の基本に徹し、引き続き粘り強く回収に努力されたい。

なお、有能な人材が流出しないよう、帰町や定住に繋がる償還優遇制度を調査・研究されたい。

- (2) 明治 25 (1892) 年 8 月に建築された元岩井小学校は、木造 2 階建ての擬洋風建築で県内に現存する学舎では最古のものである。この貴重な建築物の資料等保存の在り方について早急に検討されたい。

- (3) 地域コミュニティの拠点である中央公民館の建替えは、町民の期待や関心の高いところである。

中央公民館建設検討委員会の提言をもとに作成された、『岩美町中央公民館(仮称)建設基本構想・基本計画』に掲げた基本理念、基本方針に沿ったものとなるよう、また基本計画に示す公民館機能と図書館機能それぞれのコンセプトが活かされた施設となるよう留意し設計業務(音響設備への配慮)にあたられたい。

- (4) 給食センターは、年々と増えつつある多様な食材による食物アレルギーの児童・生徒への対応に苦慮し、努力する姿勢が伺える。各学校との連携を密にし、事故の未然防止に留意するとともに、職員の体調管理並びに衛生管理にも留意のうえ成長期の小・中学生の食育推進にあたられたい。

《岩美病院》

- (1) 地域の少子高齢化のなか、町立の医療機関として高度化・多様化する医療ニーズに対応し、平成 13 年 3 月制定の岩美病院宣言を踏まえて、“良質でおもいやりのある医療” “丁寧でやさしい医療” を実践し、地域住民の保健・医療・福祉向上のため、地域包括ケアの充実に努められたい。

なお、不足している医療技術者の確保には、積極的に取り組まれたい。

- (2) 診療未収金について

平成 27 年度末残高は 6,958,188 円で、前年度に比べ 1,109,058 円増加している。不納欠損処分 2 人 27,820 円を本人が行方不明や、本人死亡で相続人が生活保護受給者と行方不明により、徴収困難の結論に達し実施している。滞納者宅への臨戸訪問を強化し、納付相談を行い、分納等あらゆる方策を検討し、減少に努められたい。

平成27年度末 税、使用料、負担金等収入未済額状況調べ

(単 位:件、人、円)

会計名	区 分	収 入 未 済 額									摘 要
		過年度分(平成26年度まで)			平成27年度発生額			平成27年度末収入未済額合計			
		件数	実人員	金 額	件数	実人員	金 額	件数	実人員	金 額	
一般	個人町民税	1,312	198	26,327,830	471	163	8,474,499	1,783	290	34,802,329	
	法人町民税	7	6	344,000	10	10	457,900	17	12	801,900	
	固定資産税	2,061	138	50,119,767	555	161	10,301,100	2,616	204	60,420,867	
	軽自動車税	329	87	1,634,126	68	58	359,800	397	113	1,993,926	
	督促手数料(町税)	3,612	317	361,200	1,107	326	110,700	4,719	445	471,900	
	(町税 計)	7,321	746	78,786,923	2,211	718	19,703,999	9,532	1,064	98,490,922	町税合計
会計	児童福祉費負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	保育料
	住宅使用料	282	14	4,589,757	67	13	1,226,700	349	21	5,816,457	町営住宅家賃
	住宅駐車場使用料	116	8	135,800	57	11	80,100	173	15	215,900	
	督促手数料(住宅使用料)	243	13	24,300	71	13	7,100	314	21	31,400	
	小 計	7,962	781	83,536,780	2,406	755	21,017,899	10,368	1,121	104,554,679	
国保	国民健康保険税	2,318	212	77,911,648	451	153	17,792,815	2,769	268	95,704,463	国保税の件数は、一般分と退職分が、混合する世帯があるため、計と全体の値が致しない。
	(一般分)	2,316		73,166,358	438		16,948,066	2,754		90,114,424	
	(退職分)	170		4,745,290	26		844,749	196		5,590,039	
	督促手数料	2,215	212	221,500	450	153	45,000	2,665	268	266,500	
	小 計	4,533	424	78,133,148	901	306	17,837,815	5,434	536	95,970,963	
住宅	貸付金元利収入	2	2	4,251,168	2	2	862,972	4	2	5,114,140	住宅新築資金
	小 計	2	2	4,251,168	2	2	862,972	4	2	5,114,140	
集排	農業集落分担金	10	3	594,650	0	0	0	10	3	594,650	受益者分担金
	漁業集落分担金	9	3	482,020	0	0	0	9	3	482,020	受益者分担金
	農業集落使用料	2	1	27,943	2	2	25,348	4	2	53,291	
	漁業集落使用料	14	8	266,697	10	10	263,870	24	13	530,567	
	督促手数料	38	5	3,800	0	0	0	38	5	3,800	
	小 計	73	20	1,375,110	12	12	289,218	85	26	1,664,328	
公共	下水負担金	65	28	4,222,104	0	0	0	65	28	4,222,104	受益者負担金
	下水道使用料	165	47	6,585,713	71	71	1,897,697	236	89	8,483,410	
	督促手数料	234	29	23,400	0	0	0	234	29	23,400	
	小 計	464	104	10,831,217	71	71	1,897,697	535	146	12,728,914	
介護	介護保険料	561	53	5,682,645	143	71	2,687,200	644	99	8,369,845	1号被保険者分
	督促手数料	501	53	50,100	143	71	14,300	644	99	64,400	
	小 計	1,062	106	5,732,745	286	142	2,701,500	1,288	198	8,434,245	
後期 高齢者医療	後期高齢者医療保険料	25	5	685,300	27	10	228,400	52	12	913,700	被保険者保険料
	督促手数料	25	5	2,500	27	10	2,700	52	12	5,200	
	小 計	50	10	687,800	54	20	231,100	104	24	918,900	
合 計			184,547,968	3,732	1,308	44,838,201	17,818	2,053	229,386,169		

(注) 件数は、のべ件数で表している。